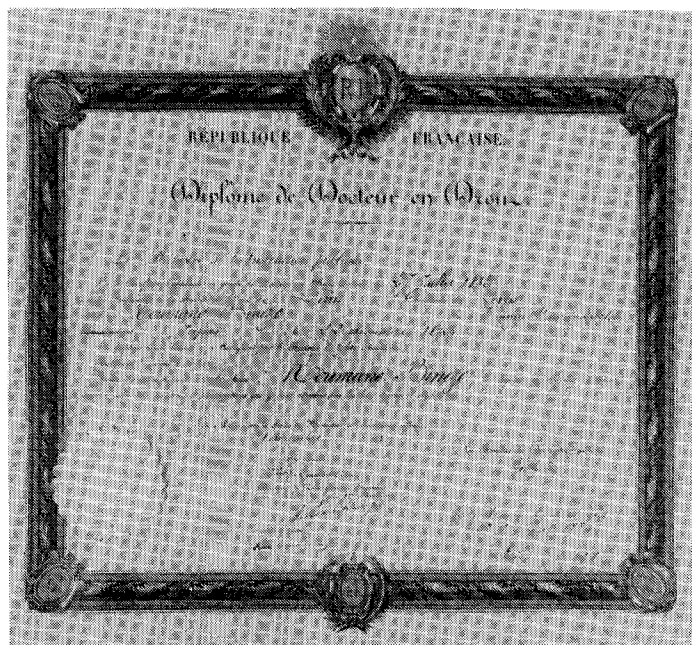
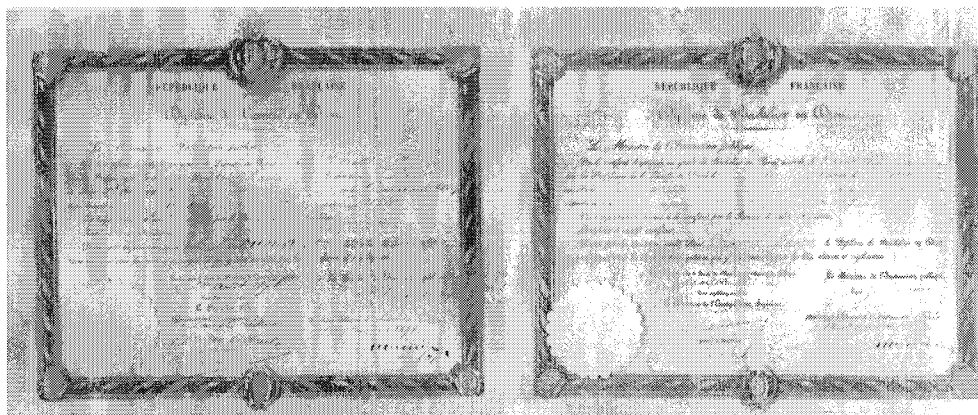


熊野敏三（明治8 [1875] 年司法省派遣生徒）がパリ法学部で
取得した3通の学位記（木村好子氏所蔵）

明治初期、パリ大学法学部日本人学生の留学記録（二）



法学博士証書。1883年7月27日論文の口頭試問合格。
同年12月31日付文部大臣署名および官印押捺（証書の
左下方、白色円形上）



法学士証書。1878年8月7日
論文口頭試問合格。同年8月24日付
文部大臣署名および官印押捺

法学得業士証書。1877年8月2日
試験合格。同年10月22日付
文部大臣署名および官印押捺

明治初期、パリ大学法学部日本人学生の留学記録（一）

——司法省法学校生徒を中心として——

大久保 泰甫

一 パリ法学部生の「学部登録及び学業成績記録カード」

(一) よく知られているように、明治時代の前半期に、西洋式の法学教育を行なった官立教育機関として、二つの学校が存在した。東京大学法学部と司法省法学校〔注1〕がこれである。前者では、少なくともその初期、かなりの部分の教育は、イギリス人やアメリカ人によって英語で、英米の大学におけるような内容や方法によって実施されたといわれているのに対して、後者、とくにその正則科においては、フランス人が教師の主力となり、フランス語により、フランスの言語、文化の教育およびフランス式の法学教育が行なわれた。〔注2〕この司法省法学校の正則科は、その後、文部省所管の東京法学校へと所管官庁及び名称の変更（明治一七年二月）を経て、明治一八年には、予科は東京大学予備門に吸収され（同年八月）、本科は東京大学法学部に合併されてその一部分となることにより消滅したが（同九月）、その足跡は、近代日本における法学および法律家の養成の歴

史の上に、決して消し去ることのできない一つの刻印を与えたのであった。同校正則科出身者こそ、いわゆるフランス法派の中核部隊を形成している。

右の正則科には、第一期生から第三期生までが存在するが、そのうち明治五年入学の、いわゆる第一期生の中から選ばれた成績優秀生徒が合計一〇名、フランスに留学を認められた。木下廣次、井上正一、栗塚省吾、関口豊、熊野敏三、磯部四郎、岡村誠一（以上明治八年出發）、宮城浩蔵、小倉久、岸本辰雄（以上明治九年出發）の面々がこれである。〔注3〕この一〇名は、まず、そろってパリ大学法学部に入学（すなわち正式登録）し、法学の勉強を開始した。

(二) ところで、パリのフランス国家文書館（Archives Nationales）には、一八二五年から一九〇五年ごろまでの期間にパリ大学法学部に正式登録した学生たちの「学部登録及び学業成績記録カード」〔Fiches de scolarité et d'inscription〕が、AJ 16 / 1603 ~ 1911 という分類番号のもとに所蔵されている。学生の一人一人について一枚

ずつ作成されたこの厚紙のカードから、その学生の学部登録及び卒業・試験内容について、かなり多くの情報を得ることができ、その中に、日本人留学生のものも含まれている。この史料を調査した結果発見し得た日本人のカードは、合計一四枚である。その内訳は、右の司法省法学校正則科第一期生の一〇枚のほか、黒川誠一郎、光田(三田) Ⅱ光妙寺三郎、中村孟(はじめ)、西園寺望一郎(公望)の四枚であり、これらの一四名が、一八七三年から七六年までの時期にパリの法学部に正式登録していた事実を確認することができた。(資料1として掲げるのは、その中で、木下廣次と西園寺望一郎のものである。木下廣次は、一八八〇(明治一三)年一月パリ法学部で法学士論文の口頭試問に合格して法学士の称号を取得し、翌年一月一五日帰朝した。その後は、周知のように、東京大学法学部教授、帝国大学評議員、第一高等中学校長、文部省専門学務局長等を歴任した後、明治三〇年、初代の京都帝国大学総長に就任している。木下は、留学した司法省法学校生徒の総代のような地位にあつたらしく、司法省から太政官への届書の筆頭にその名前があげられている。他方、西園寺望一郎(公望)の人物については、全く贅言を要しないであろう。)本稿は、右のカードを主たる史料とし、その他の史料をも使用しながら、当時のパリ大学法学部という状況の中にこれら日本人学生を置き、学業の歩みを中心としつつ、山あり谷あり、決して平坦とは言えなかつたかれらの留学生生活を跡付けようとするものである。^{〔補注1〕}

二 一八七五年におけるフランスの大学と法学部

(一) まず、右の日本人留学生の学修について具体的に検討する前に、この時期におけるフランスの大学および法学部について、なかならずパリの法学部に焦点をあてながら、若干前提的なことをのべておきたい。第一に、そもそも一八七五年頃、フランスの大学(すべて国立である)に一体どれ位の学生が在籍したのであるか。そしてその中で、法学部学生の比重、すなわち他の諸学部との比較において、法学部はどれ位の数的割合をしめていたのだろうか、さらには、フランス全国の大学の中で、パリ大学の重要性(学生数の上での占有率)はどの程度であつたのだろうか。これらを取得学位数をも含めてまとめたものが、六ページの第1表である。^{〔注4〕}

第1表から明らかのように、一八七五―七六年度におけるフランス全国の大学生総数は、約一万一千人である。(これに、特別有名校、つまりグランゼコールの学生数が加わる。なお、大学の学生数が二万人の大半にのるのは、一八九〇年代である。)このうち、法学部生は五三三九人で、全学生数の四六・七パーセントをしめてい^{〔注5〕}る。他方、当時合計二二あつたフランスの法学部^{〔注6〕}の中で、パリ法学部は飛びぬけて規模が大きく、法学部学生の全体数の約四五パーセント(二三三二人)を吸引している。パリの医学部も圧倒的に大きく、さらに種々のグランゼコールや高等研究院、あるいはコレージュ・ド・フランスも首都に置かれていた。学士院も然りである。このように、パリは文化的・学術的に見て、地方とは凡そ隔絶した重

RÉGIME ANCIEN
Kinoshita Suoji
 21 rue de la Harpe
 Paris
 le 17 Mars 1876
 Signature de l'Étudiant.
Kinoshita

N° de l'Étudiant	Description de la Classe		N° de l'Étudiant	Description de la Classe	
	Classe	Matr. de l'Étudiant		Classe	Matr. de l'Étudiant
1786	1 ^{re} année	1786	1786	1 ^{re} année	1786
1787	1 ^{re} année	1787	1787	1 ^{re} année	1787
1788	1 ^{re} année	1788	1788	1 ^{re} année	1788
1789	1 ^{re} année	1789	1789	1 ^{re} année	1789
1790	1 ^{re} année	1790	1790	1 ^{re} année	1790
1791	1 ^{re} année	1791	1791	1 ^{re} année	1791
1792	1 ^{re} année	1792	1792	1 ^{re} année	1792
1793	1 ^{re} année	1793	1793	1 ^{re} année	1793
1794	1 ^{re} année	1794	1794	1 ^{re} année	1794
1795	1 ^{re} année	1795	1795	1 ^{re} année	1795
1796	1 ^{re} année	1796	1796	1 ^{re} année	1796
1797	1 ^{re} année	1797	1797	1 ^{re} année	1797
1798	1 ^{re} année	1798	1798	1 ^{re} année	1798
1799	1 ^{re} année	1799	1799	1 ^{re} année	1799
1800	1 ^{re} année	1800	1800	1 ^{re} année	1800

EX LIC 330 FR D-C 160 IN

木下廣次の学業記録カード (Arch. Nat., AJ16 / 1654)。署名は本人のものである

RÉGIME ANCIEN
Asanuma
 21 rue de la Harpe
 Paris
 le 17 Mars 1876
 Signature de l'Étudiant.
Asanuma

N° de l'Étudiant	Description de la Classe		N° de l'Étudiant	Description de la Classe	
	Classe	Matr. de l'Étudiant		Classe	Matr. de l'Étudiant
1786	1 ^{re} année	1786	1786	1 ^{re} année	1786
1787	1 ^{re} année	1787	1787	1 ^{re} année	1787
1788	1 ^{re} année	1788	1788	1 ^{re} année	1788
1789	1 ^{re} année	1789	1789	1 ^{re} année	1789
1790	1 ^{re} année	1790	1790	1 ^{re} année	1790
1791	1 ^{re} année	1791	1791	1 ^{re} année	1791
1792	1 ^{re} année	1792	1792	1 ^{re} année	1792
1793	1 ^{re} année	1793	1793	1 ^{re} année	1793
1794	1 ^{re} année	1794	1794	1 ^{re} année	1794
1795	1 ^{re} année	1795	1795	1 ^{re} année	1795
1796	1 ^{re} année	1796	1796	1 ^{re} année	1796
1797	1 ^{re} année	1797	1797	1 ^{re} année	1797
1798	1 ^{re} année	1798	1798	1 ^{re} année	1798
1799	1 ^{re} année	1799	1799	1 ^{re} année	1799
1800	1 ^{re} année	1800	1800	1 ^{re} année	1800

EX LIC 330 FR D-C 160 IN

同じく西園寺望一郎 (公望) のカード (AJ16 / 1676)。2枚あるうち、署名のある方を掲げる (内容は同一)

第1表 1875-1876年 フランスの大学における学生数と学位取得数（※）

大学の学生数 (1875-76年度)			学位授与数 (1876-1880)		
学部名	フランス全国の合計数	パリ大学の占める割合	学位のカテゴリー	年平均取得数	パリ大学の占める割合
法学部	5,239人 (大学生全体の46.7%)	45%	法学得業士 法学士 法学博士	101 1,085 177	20% 47% 43%
医学部	2,629人	74%	医学博士 補助医師資格	614 107	82% 10%
理学部	293人	40%	理学士 理学博士	165 20	50% 84%
文学部	238人	13%	文学士 文学博士	155 18	29% 78%
薬学部	846人	84%	薬学士 (1級および2級)	443	28%
神学部	108人	5%	神学士・神学博士	14	46%
医薬学準備学校	1,851人	—			
合計	11,204人	46 (55) % (1)	(1) 地方に設置された医薬学準備学校の学生数を入れなければ、55%		
グランゼコールの学生数					
エコール・ポリテクニク	400人	エコール・サントラル	532人		
土木工学校 (ボン・ゼ・ショーセ)	53人	エコール・ノルマル・シュペリエール	110人		
鉱山工学校 (エコール・デミーニュ)	9人	エコール・デ・シャルト	46人		

※ George Weisz, *The Emergence of Modern Universities in France, 1863-1914*, Princeton, 1983, p. 22 による。

要な存在であった。「パリとフランス砂漠」といわれ続けた所以である。これら教育機関・研究機関の大部分は、セーヌ左岸のカルチエ・ラタンに集中していた。パリの法学部は、その規模が大きすぎたため、すでに一八一九年以来、二つのセクションに分けられた。そして、学生はどちらかのセクションに振り分けられ、同じ学科目をそのセクション担当の教授から教えられた。一八七五―七六年度におけるパリ法学部第一学年の学生数は、八四〇人である。学生が具体的にとどのようにして振り分けられたのか、明らかではないが、かりにほぼ二分されたと考えると、一つのセクションの人数は、四二〇人である。第一学年では、この多数の学生が、大教室にひしめいていたのである。フランスで二番目に大きいトゥールーズ法学部の第一学年生の数は、二三四人であり、これと比較すれば、パリがいかに突出した存在であったかが、よく理解できるであろう。

(二) 第二に、当時、フランスの大学に正式登録・在籍した外国人留学生の数は、どれ程だったであろうか。

現代日本の場合を考えればよく分かるように、当時のヨーロッパにおいても、外国人留学生をどれくらい多数集めているかは、その国の大学が国際的に占めている地位を端的に示すシンボルの意味をもっている。一般に受け止められていた。また他方においては、大学というものが、往々にしてその国の対外政策の手段と考えられ——つまり、国際政治的あるいは経済的利益を実現するために利用され——、そのために、留学生の招致ないしは受け入れが重視されたこともまた事実である。さらに、一九世紀後半のヨーロッパ

パにおいては、植民地主義的領土拡張競争が、その直接的結果として、植民地や保護領等となった地域から宗主国本国への留学生の増大をもたらすことにもなった。

さて、近代フランス大学史を研究したアメリカ人ジョージ・ウェイズ (George Weisz) によれば、^{〔注7〕}一九世紀の前半においては、パリは、外国人学生のメッカ的存在であり、とくに医学部に在籍する者が多かった。ところが、一八四八年頃以後、フランスの大学に学ぶ外国人学生の数は、かなり激しく低下した。その理由として、ウェイズは、ドイツが医学および自然科学研究の上で指導的中心国となったことを挙げている。統計によれば、一八五五—一八六五年の一〇年間に、フランスにおいて、後にのべるバカロレア免除の措置を受けた外国人は、わずかに八四三人にとどまっている。そして、その内訳を見ると、トルコ人、ギリシヤ人、およびポーランド人難民が多数を占めており、西ヨーロッパからの留学生は、少数である。更にウェイズの推定では、一八七〇年代に、フランスの大学に正式登録した外国人学生の総数は、年平均して五〇〇人以下である。これに対して、同じ時期に、ドイツの諸大学においては、一八六〇年に七五三人、一八八〇年には二二九人にのぼっている。つまり、この問題にかんして、ドイツの大学が、一九世紀中期以後、優位に立ったことは明白であろう。

三 法学部への正式登録

(一) さて、話を日本人留学生に戻すが、すでに名前をあげた一四名について、まず最初に問題となるのは、法学部への正式登録を認めてもらうことである。そのためには、仏国の文部大臣 (正確には公教育・宗教・美術大臣) による特別の法学部への登録許可が必要であった。この許可書を得たあとで初めて、日本人留学生たちは、パリ大学法学部に正式登録を行なうことができたのである。その日付を一覧表にすると、八ページの第2—(1)表のようになる。以下この表を前提としながら、学部への正式登録の問題を、もう少し詳しく説明しよう。

(二) 復古王制時代の王令によって、「一八二一年一月一日以降は、何人も文科得業士 (Bachelier es Lettres) の称号を取得しない限り、法学部および医学部において、第一回の登録をすることを許可されない」こと、および、一八二三年一月一日以降は、理科得業士 (Bachelier es sciences) の称号を取得しなければ、医学部への登録を許可されないことが、規定された。^{〔注8〕}一般的に「バカロレア」(文科得業士の称号) がなければ大学に入学できない、といわれたのは、このことを指している。その後、七月王制時代に入り、一八三六年になると、右の原則は、更に拡大された。すなわち、第一に、文科得業士の免状がなければ、すべての学部 (法・医両学部以外の学部を含めて) で第一回の登録をすることは許可されないこと、第二に、一八三七年以降は、理科得業士の免状がなければ、医学部の第一回試験を受験することができないこと、の二点が王令によって定められた。^{〔注9〕}

第2- (1) 表 パリ法学部への登録許可及び第1回登録の日付

	氏名 (登録許可日付順・ABC順)	文部大臣によるパリ大学法学部への登録許可の日付	第1回登録の日付
藩(県)費留学生	黒川誠一郎 (KOUROKAWA Seitilo)	1873年2月20日	1873年3月12日
	光田(三田)・光妙寺三郎 (MITSUDA-COMEUJI Sabro)	75年 1月14日	75年 1月26日
	中村 孟 (NAKAMOURA Hajimé)	75年 1月14日	75年 1月27日
明治8 (1875)年 司法省派遣留学生	井上正一 (INO-OUET Seiiti)	75年11月 3日	75年11月 5日
	磯部四郎 (ISSOBE Siro)	75年11月 3日	75年11月 5日
	木下廣次 (KINOUCHITA Sirogi)	75年11月 3日	75年11月 5日
	熊野敏三 (KOUMANO Binezo)	75年11月 3日	75年11月 5日
	栗塚省吾 (CRIZUKA Seigo)	75年11月 3日	75年11月 5日
	岡村誠一 (OKAMOURA Seiiti)	75年11月 3日	75年11月 5日
	関口 豊 (SEKIGOUTI Yutaka)	75年11月 3日	75年11月 5日
官費留学生 (当初)	西園寺望一郎(公望) (SAIONZI Boitiro)	75年11月10日	75年11月 6日
明治9(1876)年 司法省派遣留学生	岸本辰雄 (KISHIMOTO Tatz-you)	76年11月11日	76年11月15日
	宮城浩蔵 (MYAKI Kazô)	76年11月11日	76年11月15日
	小倉 久 (OGOURA Hissashi)	76年11月11日	76年11月15日

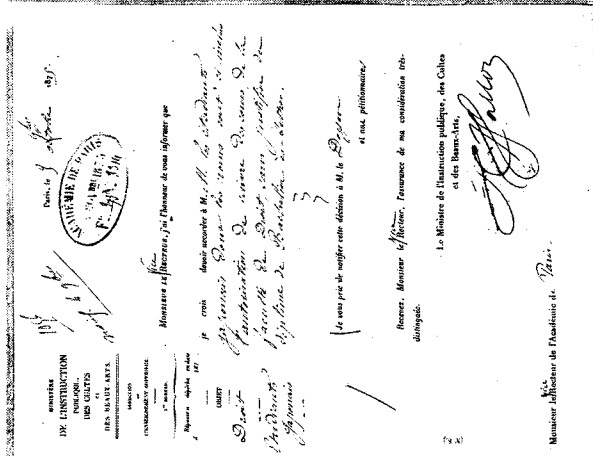
参考

私費留学生	富井政章 (TOMII Massa-Akira)	リヨン大学 1877年 月 日	77年 月 日
-------	-----------------------------	--------------------	---------

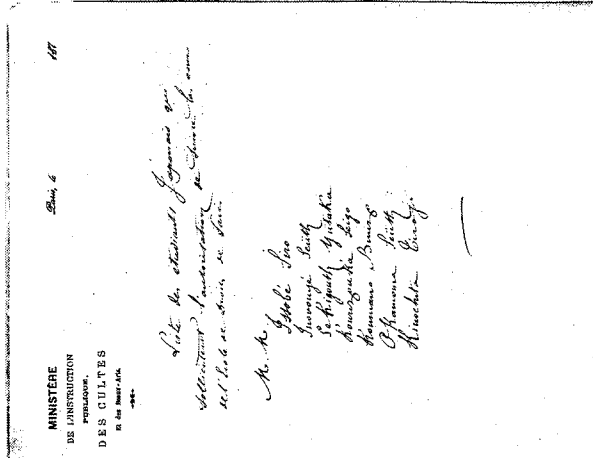
しかしながら、この制度では種々の不都合を生ずる。とくに、文科バカロレア(文科得業士)をもたない外国人学生は、フランスの学部に入學する途を完全に閉ざされてしまうことになるが、それでは適當ではないので、一八四〇年より、外国人に対する救済措置として、いわゆる同等學力認定制度(Equivalences)というものが設けられることになった。^[註]

この制度によれば、大学の学部への正式登録を希望する外国人は、「自分の国において(学部)入學の際に要求される學業及び試験成績証明書、またはその他の証書(les certificats d'études et d'examens ou autres actes exigés dans leur propre pays)を提出」すべきものとされた。そして、これらの書類は、入學許可申請書とともに、当該学部から、その学部が属する大学区総長(Recteur de l'Académie)を経て、文部大臣(文部省)のもとに送付され、同省で、これらの書類に基づい

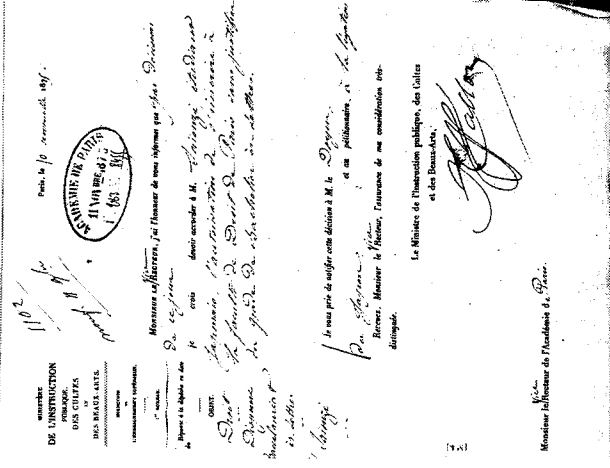
資料 2



明治8年派遣の7名の司法省留學生に対するパリ大学法学部への登録許可決定書 (1875年11月3日付)。文部大臣 (H. Wallon) の署名がある (AJ16 / 345A)



同じく西園寺望一郎に対する登録許可決定書 (1875年11月10日付) (AJ 16 / 345A)



て同等学力の審査が行なわれ、その上で、受理の可否が決定されることになっていった。

(三) 第三共和制の初期において、この制度が実際にどのような運用されていたのか明らかではないが、明治初期の一四名の日本人留学生たちも、入学許可申請書のほかに、おそらく何らかの学業修了証明書ないしバカロレア適格証明書に類するものを添付して、同等学力の認定を求めたのではないかと推測される。とくに、司法省派遣留学生たちは、同省法学校のフランス人教師たちが作成し、司法卿が認証した何らかの証明書を、日本から携行し提出したのではないかと考えられる（しかし、確認する資料はまだ発見できていない）。

しかしながら、日本人留学生たちが法学部への正式登録を許可された理由としては、純粋な学力認定ばかりではなく、多分それ以上に、対日外交政策上の考慮が働いていたことを指摘しなければならぬであろう。この点は、とくに司法省法学校生徒の場合にあてはまる。少壮の弁護士ブスケに続いて、パリ法学部の助教授（アグレジェ）ボワソナードが日本に派遣されたこと、また日本政府が、フランス法的な法典編纂と法学教育を推進する政策を採用していたこと、そして更に、すでに司法省明法寮に法学校が設置されていたこと、などを視野に入れば、この法学校で学んだ学生たちの法学部への登録を許可することは、自然の成り行きであり、もし許可しなかったとすれば、その方がむしろ適切な判断ではない、と評言しなければならぬであろう。^{〔補注二〕}

この点を裏側から示唆するのは、西園寺望一郎（公望）の場合である。一八七六（明治九）年一月一日付橋本実梁宛書簡を見てみよう。西園寺は、九ページの資料²に見られるように、前年の一月一日付で、首尾よく文部大臣による法学部登録許可を得ることができた。これは、司法省派遣留学生たちに対する登録許可の日付のちょうど七日後にあたる。かれは、一八七一年三月のパリ到着以来、実に四年七ヵ月以上の期間を、その正確な足取りはよくわからないが、恐らく、スイスのジュネーヴや南仏のマルセイユで生活を送り、再びパリに到着し私塾等で過ごす、という経過を経た後、ようやく正式にフランス国立の法学部に入学できたのであったが、この書簡の中で、そのよるこびを、次のように報知している。

「又説望一郎昨冬吾公使館よりの掛合を得て、仏国文部卿の許可を得、則法学生タルヲ得タリ。雖然此夏之験試ハ甚難を以て如何と苦心仕候。立派に及第スルヲ得ハ亦幸ニ御座候」^{〔注五〕}（傍点引用者）。

この書簡から浮かび上がってくるのは、在パリの日本公使（鮫島尚信）が、フランス文部省に対して、日本人留学生の正式登録の大巨許可を獲得するために強く働きかけを行なっている姿である。同じことは、司法省派遣留学生についても言うことができる——というよりも、むしろ日本公使は、まずこれらの生徒を法学部に入學させるためにこそ、力を入れたに違いないのである。表現は悪いが、西園寺のケースは、司法省法学校生徒にいわば便乗するような形で、大臣の登録許可を手に入れることができたのではないかと推測される。一八七五年度、パリ法学部が公表した日程によると、この年

度の第一回登録の登録簿は、一〇月二〇日（水曜日）に記入受付を開始し、十一月六日（土曜日）の午後三時に締め切ることになっていた（口絵のポスターを参照）。西園寺の場合、登録許可書の日付が十一月二〇日であるのに対して、第一回登録の日付の方は、学業カードに十一月六日、と記録されている（資料1・2参照）。つまり、通常の場合とは順序が逆転して、文部大臣の登録許可を得る前に、すでに第一回登録を済ませてしまっていることになる。第一回登録の日付が、受付最終日の六日となっているのは、公表した日程との関係で、後で辻褃を合わせたのかもしれないが、西園寺のケースは、かなり政治的な決定だったのではないかと思わせるものがある、と言わなければならないであろう。

（四）最後に、西園寺および明治八年派遣の司法省法学校生徒（七名）以外の日本人学生の学部登録問題について一言しておきたい。まず、明治九年に追加して留学を認められた三名の司法省生徒については、すでに前年の先例が存在していたので、問題なくスムーズに正式登録が許可されたものと考えられる。これに対して、明治八年以前の三名については、一体どのような事情で、法学部への登録が認められたのであろうか。

まず、調査した限りで一番早く、一八七三（明治六）年二月二〇日に登録を許可されている黒川誠一郎（注12）の場合には、その直前の時期に、有名な岩倉使節団が、フランスを訪問していたことと無関係ではないように思われる。使節一行は、七二年二月二六日に、パリで大統領チエルに謁見し、翌年一月一日には、新年祝賀のためヴェ

ルサイユ宮殿に赴いている。このようにして、二月一七日まで、一行はフランスに滞在した。そしてこの時期には、司法大輔佐佐木高行のほか、河野敏謙、鶴田皓、岸良兼養らの司法省官吏もパリに滞在していた。黒川が文科バカロレア証書の提出を免除された二月二〇日は、その直後である。免除の交渉やその手続きが開始されたのは、当然それ以前にさかのぼるから、丁度、使節らの滞在時期と重なっている。確証はないが、黒川のケースは、フランス側が外交上の考慮から、一名の日本人に、法学部への正式登録を認めたものではないか、と推測される。

それでは、光田（三田）（注13） || 光妙寺三郎と中村孟の場合は、どうか。この二名は、一八七五年一月二日付で文部大臣の正式登録許可を獲得しているが、その詳しいいきさつは、今までのところ不明である。ただ光田（三田）（注14） || 光妙寺の場合は、最初の留学先はベルギーであったようである。右の岩倉使節団訪仏の時期における「木戸孝允日記」の記事を検討すると、明治五年一月二六日（旧暦、西暦では一八七二年二月二六日、つまり大統領に謁見した当日である）の条に、「晴飯田吉次郎・光田三郎・柏村庸之允来訪（注15）」とあり、更に「飯田は蘭光田・柏村は白に留学せり」と見える。光田（三田）（注16） || 光妙寺三郎は、長州出身であるから、郷里の最高政治指導者に挨拶するため、木戸を訪問したものであろう。もしかすると、光田（三田）（注17） || 光妙寺はベルギーで、何らかの学校で学び、その修業証明書を得たのかも知れない。広島出身の中村孟については、今後の調査が課題である。

四 法学部の教育課程、教育科目、試験科目

(一) 初めに総説的なことをのべたい。近代フランスの法学部(当初の名称は法学校であった)は、周知のように、一八〇四年ナポレオン——正確には、まだ皇帝即位以前であるから第一統領ボンパルト——が創設したものであり、それは民法典(皇帝即位後、一八〇七年に、公式名称はナポレオン法典となる)の完成及び施行と対応し、連動したものであった。その教育目的は、第一義的に実務法律家(司法官、弁護士、代訴士)を養成することにあり、徹底した実用的専門学校主義を旨とするものであった。具体的教育内容は、民法典およびローマ法(ローマ法は、民法典の体系化及びその解釈の学問的基礎をなしている)の二科目を主たる柱とするとともに、国家が独占的に授与する学位をもって、実務法律家として任官する(司法官の場合)、あるいは業務を営む(弁護士および代訴士の場合)ための必須要件とした。このため、法令によって、カリキュラム等教育のプログラムが、統一的に、細部に至るまで過剰なまでに綿密に規定され、また学科目については、厳格な必修制が採用されていた。徹底した中央集権主義と国家主義的一元化が、その特徴であつて、ベルリン大学に象徴されるフンボルト的な大学の自由の理念(教授の自由、学習の自由、転学の自由)は、ナポレオンのつくつたフランスの大学(学部)制度のアンチ・テーゼであつたと把握しうるのである。フランスの法学部は Faculté (学部) という言葉を使用してはいるが、その実体は専門学校 (Ecole Professionnelle) ——

つまり、法学校——であつた。学問研究の中心的存在となること、視野狭窄に陥らない普遍主義的かつ総合的(百科全書的)発想に立つこと、学習の上で学生に自由な選択を許すこと、フランスの大学がこのような方向へ発展していこうとするとき、ナポレオンの制度が牆壁として立ち塞がり続けたことは、これまでにくり返し指摘されてきた。

このようにして、一九世紀の経過のうちに、法学部のカリキュラムは、その細目においてはかなり頻繁に改革が行なわれるが、一八八〇年代に至るまで、根幹部分については変革されることはなかつた。つまり、教育科目も試験科目も、民法典とローマ法が、引き続きその中心を形成していたということである。(別言すれば、医学や理工科系の学問ばかりではなく、法学の部門においても、その主導的地位は、一九世紀初頭以来、ドイツに奪われていたのであつたが、フランスにおける本格的な法学教育改革の歩みは、遅々たるものだったのである。)

(二) それでは、一八七五年頃、フランスの法学部における教育課程、教育科目、試験科目及びその内容は、具体的にどのようなものであつたのか。この問題については、司法省法学校において実質的に指導教師の地位にあつたボワソナードが、一八七六(明治九)年一月二六日付で、司法省に回答した答議が残されている。すでにこの時期、司法卿大木喬任は、太政官から、法学校の正則科第二期生一〇〇名の募集許可を得ており、その修業年数をはじめ具体的な教育課程の検討に取り組んでいた頃であつたから、右の答議は、その

参考に供されたものであろう、と推測される。^{〔注14〕}

ボワソナードは、一八七三年まで、パリの法学部のスタッフとして実際に法学教育に携わってきていたから、この答議の内容には相当の信憑性があると考えてよいであろう。法令に規定された所と比較すると、若干異なる部分があるが、ここでは、主として右の答議に基づいて、フランスの法学部の教育課程、教育科目、試験科目等をのべれば、つぎのようである。

法学部への登録及び登録料の納入

法学部の学位取得を希望する者は、まず、(1) 出生証書の謄本、および(2) 文科バカロレアの学位記 (diplôme) または同学位合格証明書 (certificat d'admission à ce grade) を提出することにも、法学部に備置された登録簿 (registre) に、自らその氏名、年齢と生年月日、出生地等を記入し (正式登録)、その上で、当該学部の授業を受けなければならない。毎回必ず講義に出席する法的義務はない (欠席しても失格とはならない) が、少なくとも三ヶ月毎に一度、事務部 (Secretariat) に自ら出頭して、登録簿に記名し、その都度、その期間の登録料 (授業料) を支払わなければならない。(以上が学位取得の前提条件。)

修学年数と試験制度

法学得業士の学位を取得するためには、二回の試験 (examens) を受けなければならない。第一回試験は一年間受講した後、また第

二回試験は二年間受講した後でなければ、受験することができない (試験はすべて口述による)。

法学士の学位を取得するためには、その上に更に二回の試験を受け、最後に学士論文を提出し (口頭試問を含む)、合格しなければならぬ。これらの試験と論文は、第三学年の途中から受験可能で、その年度末までに分けて受験することができる。もつとも、これは最短の場合であつて、通常、学生は自分の学力がほぼ十分であると判断した後に、つまり時期を遅らせて、受験することもできる。不合格者は三ヶ月経過後でなければ、再受験が認められない。

法学博士の学位を取得するためには、以上に加えて、更に二回の試験に合格し、最後に博士論文を提出し (口頭試問を含む)、これに合格しなければならない。最少限必要な年数は一年間であるが、実際には、常に一年半ないし二年、あるいはそれ以上の期間を必要とする。

試験科目

・法学得業士

第一回試験

ローマ法

民法典

ユスティニアヌス帝「法学提要」の前半
序章、第一編及び第二編 (第一条より第七
一〇条まで)

第二回試験

民法典 第三編中、第七二一条より第二三八六条まで、及び第二二一九条より第二二八一条まで

民事訴訟法典 第四八条より第五一六条まで

治罪法典 約三〇〇条、この法典中の各部から抜粹する

刑法典 第一条より第七四条まで、及び第四六三条

・法学士

第一回試験

ローマ法 ユ帝「法学提要」の後半

第二回試験

民法典 第三編中、第一三八七条より第二二一八条まで

商法典 全部

行政法 全部

法学士學位論文試験

ローマ法の一題目についてラテン語で論文を書く

民法典または民法典以外のフランス法から一題目を抽せん

で決定し、フランス語で論文を作成する

・法学博士

第一回試験

ユ帝「法学提要」の全部、ならびにその他のローマ法源

〔学説集成〕等〕で講義で取り上げたもの

第二回試験

民法典の全部

ローマ法及びフランス法の歴史 (Histoire du droit romain et du droit français)

フランス慣習法 (Droit coutumier)

法学士學位論文試験

ローマ法及びフランス法のそれぞれ一つの題目について、広汎詳細な論文を作成する。ただし、論文題目は、受験者が自ら選択し、論文を完成した上、学部長に提出してその「認許」を受ける (approbation du doyen)。その後、口頭試問 (soutenance) を受験する。(ボワソナードは、博士論文のローマ法の部分はフランス語を用いて作成する、と述べているが、実際には、ラテン語を使用することを妨げるものではなかったようである。)

(三) 以上が、当時の法学部における教育と試験の内容であるが、ここで、日本人留學生が得た学業成績の結果について、一つだけ、結論を先取りしてのべておきたい。パリの法学部で、法学得業士、法学士の学位を取得した後、更に法学博士課程に進み、同課程の二回にわたる試験に及第し、その後博士論文を提出し、口頭試問に合格し、法学博士号を取得したのは、熊野敏三ただひとりだけである。(ただし、もう一人、井上正一は、博士課程でデイジョンの法学部に転学し、熊野より早く一八八一年に法学博士の学位を得た。)最近、熊野敏三の学位記原本の所有者に邂逅し、その写真を提供して頂くことができた。本誌巻頭の口絵に掲げたものがそれである。パ

リの法学部において、日本人が取得した最初の法学博士の証書であろうと思われる。(一八八三年七月二七日博士論文の口頭試問合格、法学博士の学位記の作成日付は、同年二月三一日となっている。)かれは、一八五五(安政元)年一二月の生まれであるから、博士号を取得したとき、満二七歳五カ月、フランス滞在は、すでに八年に及ぼうとしていた。

注

(1) 「法学校」という名称が、司法省の職制にあらわれるのは、明治十年一月十二日・司法省達で学校課の職掌を定めた際「法学校ヲ総提シ及生徒ヲ監督ス」とあるのが、初見である。それまでは、明法寮学校、明法寮法学校(あるいは法律学校)、司法省法学校(あるいは法律学校)という正式な名称はなく、ただ学生が、明法寮生徒、司法省法学生徒、司法省員外出仕(速成科)などと呼ばれていたにすぎない(手塚豊「司法省法学校小史」同「明治法学校教育史の研究」慶応通信、一九八八年、六頁、初出「法学研究」(慶応義塾大学法学研究会)四〇巻六、七、一一号、一九六七年)。本稿においても、右の論文と同じく、「便宜上、全期間を通ずる意味でも、そしてまた、ある時点において学校そのものを呼ぶ場合にも、「司法省法学校」あるいは「法学校」という名称を用」(同上)いることにする。

司法省法学校については、公式に編纂された校史は存在せず、手塚博士の右の論文が、最も正確で詳細な歴史記述として、正史にかわる地位をしめている。因みに、同論文は、『東京帝国大学五十年史』編纂の際蒐集された史料の一部分をなすところの、いわゆる「学校係書類」を一つの中心的史料として書かれている(「学校係書類」は、現在は、東京大学附属図書館所蔵の「五十年史料」中に含まれている)。

(2) これに対して、ドイツ法の導入は遅れた。明治の早い時期に、ドイツ法学に着目した者は稀であったが、その一人は、駐独公使の青木周蔵であった。かれは、明治十二年一月三〇日付の司法大輔山田顕義宛書簡の中で、条約改正との関連で法典を整備する必要があることを強調しつつ、法学教育について、大学の法学部を「頗ル廣大之専門校」とし、ドイツ人教師によって英語を用いて、「所謂本然タル法律原理(即古羅馬之法律原理ヲ云)」(これは当時のドイツ法学の主流であったパンデクテン法学の意味であると解される)を教えることを主張して、つぎのようにのべている。

「[前略]依然迷慣習居候而ハ所謂歐洲之音樂仲間ニ加入する目途ハ無

之候、就而は現ニ於府下設置有之候大學法律門ヲ頗ル廣大之專門校トナシ、専門科卒業試験ニ關係セル嚴重ナル學則ヲ設ケ、(凡ソ判事檢事タル事ヲ冀望する者ハ、此門ニ入り専務之學科ヲ卒業シ且試験ヲ經タル確證ヲ所持スルニ非レハ、往々決シテ獨立之官員(即奏任官以上ヲ云)タル事ヲ得ズ云々、學則中實要之主點タルベシ)後進輩ヲ獎勵シテ此門ニ入シメ、...於此純ら法律之原理ヲ修學セシムル事ニ著手シ、傍ヲ司法省之一部ニ於テ而公私私律(即取わけ刑典及民法中實要之諸科)を草案制作する事ニ御著手有之度候、...「中略」要するニ法律教授とならば、英佛及獨等之確定典則(ボシチイブロー)ニ偏倚醉心シテ單ニ此典則之原理を講解セシムルと申様之淺陋ナル疑似之業ニ陥ズシテ、所謂本然タル法律原理(即古羅馬之法律原理ヲ云)を獨逸教師(生ノ獨癖ト咎ムル勿レ、九鬼氏ヨリ其原由ハ語ルベシ)ニ倚リ英語ヲ以講習せしむベシ、「後略」(日本大學大學史編纂室編『宮内庁書陵部藏筆写本 山田伯爵家文書・二』、一九九一年、八三頁)。青木は、これは自分の「年來之一持論」であり、すでに「要旨ハ明治二年間前佐々木司法大輔へも申含め、且扇洲えハ歸朝前縷々申傳置候処、今回重而九鬼大書記官之口頭を假り盟兄へ縷述セシム」るものである。とのべている(同上、八四頁)。しかしこの提案は、実際には採用されなかつた。

他方、入江(穂積)陳重が、留學先のロンドンから文部大輔田中不二麿宛に提出した「獨逸國へ転國ノ願書」の日付は、明治二年五月一日、これが認められてベルリンに到着したのは翌年三月四日、ベルリン大學法学部に正式登録したのは四月一日(以後、「聴講生」となる)である(穂積重行『明治一法學者の出發——穂積陳重をめぐって』岩波書店、一九八八年、二二三頁以下参照)。

(3) 明治八年にまず留學が決定したのは、左の史料の通り、六名である。

法學生徒之内佛國留學申付候御届
當省法學生徒之内六名為法律學修業佛蘭西國留學申付度旨兼テ何置候
処別紙六名一昨五日申付候条此段御届申進候也

明治八年七月七日
三條太政大臣殿
司法卿大木喬任

白川縣士族	木下廣次
山口縣士族	井上正一
敦賀縣士族	栗塚省吾
磐前縣士族	関口豊
山口縣士族	熊野敏三
新川縣士族	磯部四郎

右

〔公文録〕明治八年七月、司法省之部〔配架番号 2A-9-(公) 16281〕その後同年八月、岡村誠一(犬上縣士族)が、追加して留學を申し付けられた。(しかし、岡村は、翌年一〇月にパリで死亡した。)それから更に、明治九年八月、宮城浩藏など三名のフランス留學が決まつた。

(4) George Weisz, *The Emergence of Modern Universities in France, 1863-1914*, Princeton, 1983, p.22. Weisz が、この年代に主として利用した統計資料は、*Statistique de l'enseignement supérieur (1878-1888)*. Enseignement, Examens, Grades, Recettes et Dépenses, Paris, Imprimerie Nationale, 1889 である。

(5) ウェイズは、法学部生の合計数五三九人の中に、法学得業士、法学士、法学博士の三課程の学生数のほかに、いわゆるキャパシテ(Capacité)課程の学生数二三六人を加えている。キャパシテ課程は一年間であるが、法学得業士課程とはカリキュラムも試験科目も異なり、またその登録回数、法学得業士課程の登録に読み替えて、これにカウントすることも、できなかった。そして何よりも、キャパシテ課程への登録には、後述する文学バカロレア資格の証明は必要とされなかつた。なお、法学キャパシテの証明書がなければ、代訴士(avoué)の開業は認められなかつた。

(6) 一八〇四年に設置された当初、法学校の数は一二(パリ、ディジョン、トリノ、グルノーブル、エクス、トゥールーズ、ボワチエ、レンヌ、カイン、ブリュッセル、コーブレンツ、ストラスブル)であつたが、ナ

ボレオンの没落によって、トリノ、ブリュッセル、コーブレンツはフランス領土外となり消滅した。また、ストラスブールは、一八七〇年、普仏戦争の敗北により、アルサス地方が占領され、廃校となった。これに對して、ナンシー（一八六四年）、ドゥエ（一八六五年）、ポルドー（一八七〇年）、リヨン（一八七五年）に新たに法学部が設置された。なお、植民地となったアルジェリアにアルジェ法学予備学校（Ecole préparatoire à l'enseignement du droit à Alger 法学得業士課程のみ）が設置されるのは、一八七九年のことである。

(7) Weisz, *op. cit.*, p. 252-253.

(8) 以下に引用する法令は、*Ch. de Beauchamp, Recueil des lois et règlements sur l'enseignement supérieur*, t. 1-4, Paris, 1880-1889 にある。本文に引いた王令は、Ordonnance du 5 juillet 1820 concernant les Facultés de droit et de médecine, Art. 1er を示す。

(9) Ordonnance du 9 août 1836, qui détermine les grades exigés pour pouvoir prendre des inscriptions dans les Facultés de droit et de médecine, Art. 1 et 2.

(10) Arrêté du 24 juillet 1840 relatif aux étrangers qui désirent suivre les cours des Facultés. 下の文部大臣令は、Arrêté du 25 juin 1841 concernant les demandes des étrangers qui désirent suivre les cours d'une Faculté Française によって、手続が修正された。

(11) 立命館大学編『西園寺公望傳・別巻一』岩波書店、一九九六年、二二二頁。

(12) 黒川誠一郎については、明治六年に仏国留学生総代であった入江文郎の自筆資料中に、県費留学生であつて、石川県出身、仏国着千八百六十九年四月、「巴里法律大学校」に在学、「学費八百四十ドル」という記述がある（藤田東一郎「入江文郎に関する研究」、『日本学士院紀要』六巻一号（一九四八年）、一〇九頁）。

かれは、加賀藩の名高い蘭医黒川良安の子であり、漢籍や仏語の初歩を学んでいたが、「明治元年〔加賀〕藩の軍艦奉行稲葉助五郎、私に學生神戸清右衛門・不破與四郎・黒川誠一郎・馬島健吉四人を率いて歐洲に

航」した（『石川縣史・第參編』一九二九年、二六二頁）、といういきさつで、渡仏したようである。

(13) 日本史籍協会編『木戸孝允日記・二』東京大学出版会、再版一九六七年、二九六―二九七頁。なお、木戸らは、その後ベルギーに移動するが、光田三郎は、使節の同国滞在中も、一回にわたり、木戸を訪ねている。当時、留学生の整理と日本への召還が現実の問題となっていたから、光田（三田）≡光妙寺の訪問は、ヨーロッパへの残留運動の意味合いもあったのかも知れない。

(14) 東京大学附属図書館所蔵「東京大学五十年史料」のうち、「四八・『司法省法学校』試験点数書類、四、明治九年召集新生徒試験書類 法学課」中にあり、司法省一三行野紙に書かれている。以下に全文を掲げる（なお「はコト、片はトキと直し、二行に細字で書かれている部分はカッコの中に入れた」）。

バックローレア、エス、レットル及法科三等
 バックローレア
 リサンス
 ドクトラー

階級ヲ得シカガメ要スル所ノ学業科目書

○第一 バックローレア、エス、レットル

〔省略〕

○第二 法科等級

ジプログラム即チ法科等級ヲ望ム者ハ「ファキユルター、ド、ドロハ」(校名)ノ簿帳ニ於テ其名ヲ記入セシメ該校ノ授業ヲ受クルコトヲ要ス但シ各教課毎ニ必ス出席スルコトヲ要セサレトモ少クトモ毎三月ニ一度書記局ニ出テ名簿ニ記名シ及四十「フランク」ノ税金ヲ拂ハサルヲ得サルヘシ

○試験法

バツシユリエー、アン、ドロハー」ノ等級ヲ受ケンニハ二度ノ試験ヲ受クルコトヲ要ス第一試ハ受業後一年第二試ハ受業後二年ニ至ラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ヘカラス

リサンシエー、アン、ドロハー」ノ等級ヲ受ケンニハ更ニ又タニ試業ト一試問ヲ受クルコトヲ要ス但シ此ノ三試験（二試業及一試問ヲ云フ）ハ受業後第三年中其年末迄ニ之ヲ分課スヘシ此ノ試験ヲ受クル者ハ恒ニ其学力ノ大抵二十分スルヲ待テ出ルコトヲ得ヘシ

但シ試験ニテ省カレタル者ハ更ニ又タ三ヶ月毎ニ出ルコトヲ得ヘシ
ドクテウル、アン、ドロハー」ノ等級ヲ受ケンニハ更ニ又タニ試験ト一試問ヲ受クルコトヲ要ス受業期年ノ最少數ハ一年トスレトモ其実ハ恒ニ十八ヶ月乃至二年ヲ要スルモノトス」
右ニ記列セシ種々ノ試験ノ科目ヲ揭示スルコト左ノ如シ

○バツカローレアー、アン、ドロハー

初年第一試

羅馬法律書

ヂユスチニアン帝制法前一半

佛蘭西法律書

民法第一期三分ノ一（第一卷及第二卷第一条ヨリ第七百十條ニ至ル）

第二年第二試

佛蘭西法律書

民法第二期三分ノ一（第三卷第七百一十一條ヨリ第一千三百八十六條及第二千二百十九條ヨリ第二千二百八十一條ニ至ル）

訴訟法

治罪法

刑法

（第四十八條ヨリ第五百十六條ニ至ル）
（凡ソ三百條但シ該法中各部ヨリ抜推スヘシ）
（第一条ヨリ第七十四條ニ至ル及第四百六十三條）

○リサンス

第三年第一試

羅馬法律書

ヂユスチニアン帝制法後一半

第二試

佛蘭西法律書

民法第三期三分ノ一（第一千三百八十七條ヨリ第二千二百十八條ニ至ル）

商法全部

政法

試問

羅馬法律書ノ一問題ニ付其羅典語ニテ其論說ヲ書キ綴ルコト」
佛蘭西民法ノ一問題及其他佛蘭西法律ノ問題ニ付佛語ニテ其論說ヲ書綴ルコト

但シ他ノ佛蘭西法律ノ問題ハ抽籤ノ法ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

○ドクトラー、アン、ドロハー

第四年第一試

ヂユスチニアン帝制法全部并ニ他ノ羅馬法

第二試

民法全部

羅馬及佛蘭西公法史

佛蘭西私法史

試問

羅馬及佛蘭西法律書ノ一ノ條箇ニ付廣ク且ツ精密ニ之ヲ書綴ルコト

但シ其條箇ハ試問ヲ受クル者之ヲ撰ミ「ドハイエー」（官名）ノ認許ヲ受クヘシ

羅馬法ノ條箇ハ此ノ所ニテハ佛語ヲ以テ書綴ルヘシ

以上

右 千八百七十六年一月廿六日東京ニ於テ

ボワソナード 花押

補注

(1) 本文にのべたカードを使用して書かれたこれまでの研究としては、管見の限りで、つぎの三本がある。大久保泰甫「岸本辰雄の留學生生活——パリ法科大学の学籍カードを通して——」、「明治大学史紀要」四号（一九八四年）、立命館大学編『西園寺公望傳・第一巻』岩波書店、一九九〇年（とくに、第五章第三節および第六章第二節、執筆者は、岩井忠熊および後藤靖）、鈴木良「西園寺公望とフランス」、後藤靖編『近代日本社会と思想』吉川弘文館、一九九二年所収。とくに最後の鈴木論文には、一二枚のカードに基づいて作成した表が掲げられている（同論文一〇四—一〇五頁）。

(2) 本稿脱稿後、司法省派遣の留學生が、パリの法学部への正式登録許可を取得すべき問題について、ボワソナードが、最初から積極的にかかわり、フランス側に働きかけを行なっていたに違いないことを示す史料が存在するのに、気が付いた。それは、明治八年五月九日付の司法卿大木喬任から太政官への伺であり、つぎのような内容である。なお、前注(3)所引の同年七月七日付御届を参照。

生徒佛國へ留学ノ儀ニ付伺

當省明法寮ニ於テ明治五年七月中伺ノ上佛蘭西法律學生徒取立置候処追々学科進業佛蘭西大業學校ノ課業ニ相耐可申ニ付上達ノ者六名ヲ精選シ佛蘭西本國へ留学被仰付同國大業學校ニ於テ修學為致實地裁判ノ景況ヲモ熟知為致候へハ成業帰朝ノ上ハ本邦法科ノ基礎ニ相成従来内外人裁判ノ御用ニモ屹ト可相立存候間先以三ヶ年ノ目途ヲ以テ留学被仰付度尤モ入費ノ儀ハ定額中ヨリ仕拂可申積右御許容相成ニ於テハ教師ボワソナードヨリ申出ノ趣モ有之前以佛國文部卿大業學校教官ヘモ

夫々依頼ノ手續仕等ニ付至急御評決相成度此段相伺候也（後略、傍点引用者）

〔公文録〕明治十一年一月二月、司法省之部 [2A-10-〔公〕 2349] 所収の「佛國留學生帰朝延期伺」の参照文書より引用。なお、この史料は、手塚前掲書、四四—四五頁にも掲げられているが、字句が若干異なっている。）

要するに、すでに留學生の渡仏以前の時期に、ボワソナードからフランスの文部大臣、ならびにパリ法学部の学部長や教授たちに対して、前以って「依頼ノ手續」をする手筈になっている、というのである。この「依頼」というのは、まず第一に、学部登録の許可の依頼であると解して間違いないであろう。（しかしボワソナードの働きかけは、あくまで非公式的なものであるから、やはり日本政府の代表者たる駐仏公使の公式要請が必要とされたと思われる。）

更に、登録許可の問題を超えて、そもそも司法卿大木喬任が司法省法学校生徒のうち優秀な者をフランスへ留学させることを決定した背後には、ボワソナードの大きな影があり、かれがこれを強く助言し後押しし、そして終始様々の便宜を図ったことは疑いない。それは、日本における自分の教育上の業績をフランス側に知らせるといふ意味において、ボワソナード自身の利害にも合致していた。

（以下次号）

（おおくほ やすお 名古屋大学法学部教授）